（薬剤師法施行規則の一部改正）

第三条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。

薬剤師届出票

（令和　年12月31日現在）

様式第六（第七条関係）

(1) 住所	〒□□□－□□□□ 都道府県	
ふりがな		電話
(2) 氏名		（　－　－　）
メールアドレス		
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。		同意しない場合
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日　1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 5 明治　年　月　日
(5) 薬剤師名簿登録番号	第　　号	(6) 薬剤師名簿登録年月日　1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正　年　月　日

(7) 主に従事している施設及び業務の種別 業務の種別の01～19のうち１つを○で囲むこと。	施設の種別	業務の種別
	薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者） 02 開設者又は法人の代表者（管理者以外） 03 勤務者（管理者） 04 勤務者（管理者以外）
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他（治験、検査等）
	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者
	大学	11 勤務者（研究・教育） 12 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

従事先

（(8)及び(9)は、(7)欄の01～18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。）

ふりがな		電話
(8) 名称		代表電話 （　－　－　）
(9) 所在地	〒□□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

（(10)及び(11)は、(7)欄の01～11及び13～18のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。）

(10) 就業形態 12月１日～７日の勤務時間として該当する番号を１つ○で囲むこと。	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	1 常勤（勤務時間32時間以上）　2 非常勤（８時間未満）　3 非常勤（８時間～16時間未満） 4 非常勤（16時間～24時間未満）　5 非常勤（24時間～32時間未満）
(11) 休業の取得（取得中の者のみ）		1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業

(12) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等

大学名等の番号を１つ○で囲むこと。（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。）

大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

国立	01 北海道大学	02 東北大学	03 千葉大学	04 東京大学	05 富山大学
	06 金沢大学	07 京都大学	08 大阪大学	09 岡山大学	10 広島大学
	11 徳島大学	12 九州大学	13 長崎大学	14 熊本大学	
公立	15 岐阜薬科大学	16 静岡県立大学	17 名古屋市立大学		
私立・外国薬学校	18 北海道医療大学	19 北海道科学大学	20 青森大学	21 岩手医科大学	22 東北医科薬科大学
	23 医療創生大学	24 奥羽大学	25 国際医療福祉大学	26 高崎健康福祉大学	27 城西大学
	28 日本薬科大学	29 城西国際大学	30 千葉科学大学	31 帝京平成大学	32 東京理科大学
	33 東邦大学	34 日本大学	35 北里大学	36 慶應義塾大学	37 昭和大学
	38 昭和薬科大学	39 東京薬科大学	40 星薬科大学	41 武蔵野大学	42 明治薬科大学
	43 帝京大学	44 横浜薬科大学	45 新潟薬科大学	46 北陸大学	47 愛知学院大学
	48 金城学院大学	49 名城大学	50 鈴鹿医療科学大学	51 京都薬科大学	52 同志社女子大学
	53 立命館大学	54 大阪大谷大学	55 大阪薬科大学	56 近畿大学	57 摂南大学
	58 神戸学院大学	59 神戸薬科大学	60 兵庫医療大学	61 姫路獨協大学	62 武庫川女子大学
	63 就実大学	64 広島国際大学	65 福山大学	66 安田女子大学	67 徳島文理大学
	68 松山大学	69 第一薬科大学	70 福岡大学	71 長崎国際大学	72 崇城大学
	73 九州保健福祉大学	74 外国の薬学校			

(13) 出身地	（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。）	都道府県（　　）・外国
(14) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に○を付けること。	同意しない場合
(15) 備考		

提出期限　翌年１月15日

附則

この省令は、公布の日から施行する。